

一般社団法人北九州市歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北九州市歯科医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北九州市小倉北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、公衆衛生及び歯科保健・医療・福祉の啓発、振興並びに歯科医学の研究、発展を図ることによって、健康で生きがいのある地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事
- (2) 公衆衛生・歯科保健の普及啓発に関する事
- (3) 地域の歯科保健、医療及び福祉の調査、研究及び振興に関する事
- (4) 歯科医学の研究及び発展に関する事
- (5) 社会保障制度における国民歯科医療の確立に関する事
- (6) 歯科医業の向上、医療安全対策に関する事
- (7) 救急医療、災害医療及び警察等の諸活動への協力に関する事
- (8) 地域住民及び会員への広報活動に関する事
- (9) 歯科医師の研修に関する事
- (10) 歯科医療従事者の養成及び研修に関する事
- (11) 歯科医師会相互の連絡調整による事業の推進に関する事
- (12) 会員の福祉厚生に関する事
- (13) 本会の事業の推進に資するための収益事業に関する事
- (14) その他本会の目的を達成するために必要な事

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会が承認した北九州市の各区を区域とする区歯科医師会（以下「区歯科医師会」という。）に所属する歯科医師で、本会の目的及び事業に賛同した者

- (2) 法人会員 区歯科医師会たる法人

2. 前項の正会員のうち、榮譽の敬称である終身会員は、会員規則に定める。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会に入会しようとする正会員又は法人会員は、別に定める入会申込書を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の手続きは、会員規則で定める。

(正会員の権利)

第 7 条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第 50 条第 6 項の権利(代議員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (4) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (5) 法人法第 57 条第 4 項の権利(代議員会の議事録の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項の権利、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

2. 正会員は、本会の行事、学会及び講習会等に出席し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(正会員の義務)

第 8 条 正会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

2. 正会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金等を本会へ納入しなければならない。
3. 入会金、会費及び負担金等の負担率その額並びに支払い方法は、代議員会で決める。
4. 特別の事由がある者については、理事会の決議を経て、会費及び負担金を減免又は納入を猶予することができる。

(法人会員の権利)

第 9 条 法人会員は、定款に定める本会の目的達成のための事業活動に参加することができる、意見を述べることができる。

2. 法人会員は代議員、役員を選出又は選出されるための権利を有しない。

(任意退会)

第 10 条 正会員及び法人会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を本会へ提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 正会員が前項の手続きをするときは、区歯科医師会を経て提出しなければならない。
3. 退会しても、既納の入会金、会費及びその他拠出金品は返還しない。

(正会員の資格喪失)

第 11 条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 区歯科医師会で除名又は会員たる身分を失い当該歯科医師会の通知があったとき
- (2) 総代議員が同意したとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 本会が解散したとき

(会費等の未納に伴う退会)

第 12 条 本会は、正会員が 1 年以上又は 1 年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬときは催告し、なお支払わぬときは、退会させることができる。

2. 前項の規定により退会させられた者が、6 か月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の決議を経て、再び入会することができる。
3. 第 1 項の規定により退会させたときは、その氏名及び事由の概要を所属の区歯科医師会及び当該正会員に通知する。

(除名)

第 13 条 正会員に次の各号に該当する行為があったときは、代議員会の決議を経て除名することができる。ただし、これを決議するについては、当該正会員又は弁護士(正会員に限る。)を出席させて弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 歯科医師としての職務をけがした者
 - (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項の除名については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

第 4 章 代議員

(社員)

第 14 条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

(代議員の定数)

第 15 条 代議員の数は、区歯科医師会ごとに 2 名ずつの基礎定数に、その正会員 50 名までは 1 名、50 名又はその端数を増すごとに 1 名の割合の加算定数を合算して選出する。

(代議員の選出及び任期)

第 16 条 代議員を選出するため、区歯科医師会ごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は別に定める。

2. 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選挙に立候補することができる。
3. 第 1 項の代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
4. 第 1 項の代議員選挙は、2 年に 1 度 6 月までに実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の 7 月 1 日から 2 年間とする。ただし、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

(予備代議員)

第 17 条 代議員が欠けた場合又は代議員が代議員会に出席できない場合で議決権の代理行使を求めるときに備えて予備の代議員(以下「予備代議員」という。)を選挙することができる。予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2. 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2以上の代議員の予備として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
3. 予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は第16条第4項の代議員の任期の満了するときまでとする。

第5章 代議員会

(構成)

第18条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第19条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 入会金、会費及び負担金の負担率その額並びに支払方法
- (9) 理事会において代議員会に付議した事項
- (10) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 代議員会は、定時代議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第21条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(代議員提案権)

第22条 代議員は、会長に対し、一定の事項を代議員会の目的とすることを請求することができる。

2. その請求は、総代議員の10分の1以上の議決権を有する代議員に限り、代議員会の開催の日の6週間前までにしなければならない。

(議長及び副議長)

第 23 条 代議員会の議長及び副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会で選出する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議決権)

第 24 条 代議員会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

2. 代議員は同一の区歯科医師会選出の予備代議員のみを代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は代議員会ごとに代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。また、代理人となった予備代議員は、1 名につき 1 個までしか代理を受任することはできないものとする。

(決議)

第 25 条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数の範囲内において理事会で定めた定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第 26 条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び当日議長の指名した出席代議員 2 名が議事録に署名又は記名押印し、これを本会に保管する。

第 6 章 役員

(役員 の 設 置)

第 27 条 本会に次の役員を置く。

理 事 12 名以内

監 事 2 名以内

2. 理事のうち、1 名を会長とし、2 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができる。

3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

4. 副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

5. 前項の他、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

6. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員 の 選 任 及 び 解 任)

第 28 条 役員は、代議員会の決議によって選任及び解任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
4. 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5. 役員は正会員の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
5. 常務理事は、その担当業務を分掌して専務理事を補佐し、業務を執行する。
6. 第 2 項から第 5 項に定める以外の業務執行理事は、本会の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 31 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
3. 増員として選任された理事の任期は、他の役員任期の終了する時までとする。

（役員が欠けた場合等の選任）

第 32 条 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。

（任期満了等における前任者の職務）

第 33 条 理事又は監事は法令又は定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員報酬等）

第 34 条 役員に対しては、報酬等を代議員会の決議を経て支給することができる。

（責任の免除）

第 35 条 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる役員損害賠償責任を法令の限度内において理事会の決議によって免除することが

できる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

2. 前項第3号の代表理事である会長の選定に当たっては、正会員の選挙により会長候補者を選出し、その結果を参考にすることができる。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

4. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事会を招集する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名又は記名押印する。

第8章 常務理事会及び委員会

(常務理事会)

第42条 本会に常務理事会を置く。

2. 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって組織する。

3. 常務理事会は、必要に応じ会長が招集する。

4. 常務理事会は、理事会の権限を侵すものではなく、理事会から委任された事項及び理

事に付議する事項を協議し、理事会に報告を行う。

(委員会)

第 43 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の種類、構成及び任務は、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、代議員会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第 1 号から第 5 号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時代議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 47 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 49 条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若し

くは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事である会長は山地直樹とする。
3. 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は平成 25 年 6 月の定期代議員会の終結のときまでとする。

山地 直樹

吉岡 眞一

佐伯 和道

白石 悦郎

田中 博

立和名靖彦

田中 徹

森高 久恵

4. 本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。

笹本 純司

栗田 英樹

5. この定款の施行後最初の代議員及び予備代議員は、第 15 条から第 17 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員及び予備代議員として選出された者とし、その任期は、平成 25 年 6 月末日までとする。
6. この定款の施行後最初の代議員会の議長及び副議長は、第 15 条及び第 16 条と同じ方法で予め行う代議員選挙によって選出された代議員が、予め行う代議員会において選出した者とし、その任期は、それぞれ平成 25 年 6 月末日までとする。
7. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。